

# 国立大学法人高知大学債権管理事務取扱規則

平成16年4月1日  
規則第84号

最終改正 令和5年4月7日規則第2号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学(以下「本学」という。)の所掌事務に係る債権の管理に関する事務の取扱いについては、他の法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(債権管理事務の総括)

第2条 債権の管理に関する事務は、出納役が総括するものとする。

(債権発生等に関する通知)

第3条 債権の発生、変更又は消滅を出納役(分任及び代理を含む。以下同じ。)に通知すべき者(以下「通知義務者」という。)は、発生等の事実があった都度、債権発生等通知書(別紙第1号様式の1から第4号様式まで)により、出納役に通知しなければならない。また、当該債権について異動を生じたときも、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、当該債権が法令等により金額が定められており、その発生日内に納付させるものについては、通知を省略することができる。

2 前項により通知すべき債権の種類、通知義務者、通知の時期、通知に必要な書類等は、別表第1の債権発生通知義務者等一覧表に定めるところによる。

(帳簿への記載)

第4条 出納役は、前条第1項による通知を受けたときは、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他本学規則等で定める事項を調査し、確認の上、これを債権管理簿に記載しなければならない。

(納付の請求)

第5条 出納役は、その所掌に属する債権について、債務者に対して納付の請求をする場合は、収入金調査書(別紙第1号様式の1から第4号様式まで)を作成し、原則として、請求書による納付の請求をしなければならない。ただし、授業料にあつては別紙第5号様式、寄宿料にあつては別紙第6号様式による掲示をもってこれを行うことができる。

2 出納役は、第3条第1項ただし書により納付された収入金については、収入金調査書の作成を省略することができる。

(債権の保全処置)

第6条 授業料債権、寄宿料債権及び病院等療養費債権の保全のため、大学院生及び学部学生の授業料債権及び寄宿料債権については学資負担者届を、入院患者に係る病院等療養費債権については入院誓約書をそれぞれ徴取するものとする。

(督促)

第7条 授業料の督促は別表第2、寄宿料は別表第3、病院等療養費にあつては別表第4により行うものとする。

2 前項による督促の方法は、前項の区分により、別紙第7号様式から別紙第18号様式までもって督促をするものとし、その他の債権については適宜様式を定めるものとする。

(延滞金)

第8条 出納役は、債務者が履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）を徴収すべきものとする。

2 前項により徴収する延滞金の額は、民法（明治29年法律第89号）第404条により算出するものとする。

(延滞金に関する特則)

第9条 前条に定める延滞金は、履行期限内に弁済されなかった当該債務の金額が千円未満である場合には付さない。

2 前条第2項により算出した延滞金の額が百円未満であるときは、当該延滞金の納付を免除することができる。

3 次に掲げる債権については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなった場合には、その時まで付される延滞金を免除することができる。

(1) 授業料債権

(2) 寄宿料債権

(3) 病院等療養費債権

(4) 返納金債権（債務者の故意又は重大な過失によらないもの）

(債権の放棄等)

第10条 出納役は、次の各号に該当する債権があるときは、学長の承認を得てこれを不良債権として、貸倒損失の整理をすることができる。

(1) 債務履行期限以降5年（当該債権の消滅時効が5年より短いときはその年数）を経過し、かつ、債務者の住所又は居所が不明であるとき。

(2) 強制執行その他債権の取立てに要する費用が当該債権の金額より多額であると認

められるとき。

(3) 強制執行後なお回収不能の残額があるとき。

(4) その他債権の取立てが著しく困難であるとき。

2 出納役は、前項に規定する債権の処理をしようとするときは、調書を作成するものとする。

3 出納役は、第1項に規定する債権の処理をしたもののうち、本人から納入の申出があったもの等納入が可能となったものについては、それを受け入れるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日規則第50号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年1月23日規則第60号）

この規則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成25年5月29日規則第17号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年9月2日規則第35号）

この規則は、平成25年9月2日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日規則第167号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第116号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第155号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第108号）

この規則は、令和2年3月25日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第109号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月11日規則第15号）

この規則は、令和2年12月11日から施行し、令和2年9月17日から適用する。この場合において、令和2年度以前の入学生が在学する間は、改正規定中「学資負担者」とあるのは、「学資負担者（令和2年度以前の入学生については保証人）」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和5年3月17日規則第106号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月7日規則第2号）

この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 別表第1 (第3条関係)

債権発生等通知義務者等一覧表

債権の種類	事項	通知義務者	通知の時期	通知に必要な書類	備考			
授業料債権	大学院在学学生 学部在学学生	学務課長	4月1日	第1号様式の1 第2号様式	期間延長及び単位追加を含む。			
	大学院新入生 学部新入生		入学したとき。					
	研究生 特別研究学生 科目等履修生 特別聴講学生		許可したとき。					
	附属幼稚園 在園児	総務課長	4月1日		第1号様式の1 第2号様式			
	附属幼稚園 新入園児		入学したとき。					
	附属特別支援 学校 高等部在学学生		4月1日					
	附属特別支援 学校 高等部新入生		入学したとき。					
	休学、退学、転 学、除籍、復学、 長期履修	学務課長	許可又は決定 したとき。				第1号様式の1 第2号様式	
		総務課長						
	減免、分納、徴 収猶予	学生支援課長	許可したとき。					
総務課長								
入学料債 権	徴収猶予	学生支援課長	申請を受理し たとき。	第1号様式の1 第3号様式				
		総務課長						
減免		学生支援課長	申請を受理し たとき及び許 可としたとき。	第1号様式の1				
		総務課長						
不在者投票手数料債権	不在者投票手数料	総務企画課長	投票の事実を 確認したとき。	第1号様式の1 不在者投票送致書の写				
通勤災害一部負担金債権	通勤災害一部負担金	人事課長	決定したとき。	第1号様式の1				
諸納付金債権	補助金間接経費	研究推進課長	受入決定した とき。	第1号様式の1				
財産売払代債権	売払い	財務課長	売払契約を締 結したとき。	第1号様式の1				

物品売払代債権		経理課長 会計課長			
刊行物売払代債権	文献複写	学術情報課長	申込みを受理したとき。	第1号様式の1 文献複写申込書の写	
農産物等売払代債権	農産物等売払い	物部総務課長	売払契約を締結したとき。	第1号様式の1	
林産物売払代債権	林産物売払い	物部総務課長	売払契約を締結したとき。	第1号様式の1	
宿舍貸付料債権		財務課長	4月1日。ただし、異動の場合は承認したとき。	第1号様式の1	
寄宿料債権	南溟寮、かつら寮、ときわ寮	学生支援課長	4月1日。ただし、異動の場合は許可したとき。	第1号様式の1	
	日章寮、留学生寄宿舎、国際交流会館(物部)	物部総務課長			
	国際交流会館(岡豊)	学生課長			
病院等療養費債権	私費入院診療費	医事課長	所定期間を経過したとき。	債権発生変更	第1号様式の2
	私費外来診療費		未納のとき。		第1号様式の2
	社会保険等診療費		決定通知があったとき。	第1号様式の4	
資産貸付料債権		財務課長	契約したとき。		
資産貸付料債権	資産貸付	財務課長	4月1日。ただし、新規のものは事実発生のとき。	第1号様式の1	
	実習施設	財務課長	事実の発生したとき。		
	国際交流会館(物部)	物部総務課長			
	国際交流会館(岡豊)	学生課長			
受託調査及び試験手数料債権	受託研究、共同研究ほか後納に係るもの	財務課長 研究推進課長 地域連携課長 国際教育支援室長 総務企画課長 医事課長 会計課長	契約の締結又は申込許可若しくは承認をしたとき。	第1号様式の1	

受託手数料債権	受託研究員、外国人受託研修生、受託実習生、病院研修生、研修登録医研修生、共同研究員	財務課長 研究推進課長 地域連携課長 国際教育支援室長 総務企画課長 医事課長 会計課長		第1号様式の1	
返納金債権	返納金	当該支出契約決議事務を所掌する課長	過払又は誤払を知ったとき。	第1号様式の1	
延滞金債権		財務課長 経理課長	発生したとき。	第1号様式の1	
弁償金債権		財務課長 経理課長 会計課長	弁償命令を発したとき。	第1号様式の1	
損害賠償金債権	契約	財務課長 経理課長 施設企画課長 会計課長	損害賠償を命じたとき。	第1号様式の1	
	財産	財務課長			
	現金出納	経理課長			
	物品管理	経理課長 会計課長			
上記に準ずる債権		当該事務を所掌する課長	事実の発生したとき。	第1号様式の1	

別表第2（第7条関係）

1 授業料

大学院生、学部学生、特別支援学校高等部生徒、幼稚園児

区分	督促等の時期	督促等の方法	督促状等の書式	備考
第1回	履行期限を経過したとき、又は徴収猶予期限が経過したとき。	掲示	第7号様式	
第2回	第1回の督促後1ヶ月を経過して納付されないとき。	掲示	第8号様式	
第3回	第2回の督促後1ヶ月を経過して納付されないとき。	学資負担者あて督促状を送達	第9号様式	
第4回	9月1日（第1学期） 3月1日（第2学期）	学資負担者あて督促状を送達	第10号様式	

この定めによりがたい場合は、適宜処理するものとする。

督促を実施する場合は、関係書類を添付し、出納役の決裁を受けるものとする。

別表第3（第7条関係）

2 寄宿料

大学院学生、学部学生、外国人留学生

区分	様式	調査月日	実施月日	督促種類	備 考
本 人	11	9月1日	9月1日	掲 示	
		3月1日	3月1日		
	12	9月5日	9月5日	掲 示	
		3月5日	3月5日		
	13	9月10日	9月10日	文 書	
		3月10日	3月10日		
学資負担者	14	9月20日	9月20日	文 書	
		3月20日	3月20日		

別表第4（第7条関係）

病院等療養費債権

(1) 分任出納役が行う督促等の時期及び方法

区分	督促等の時期	督促等の方法	督促状等の書式	担当部署
第1回	履行期限を超過したとき。	債務者あて督促状の交付又は送達による督促（払込用紙（再交付）を同封）	第15号様式	医事課
第2回	第1回の督促後21日を経過してもなお納付されないとき又は債務者から連絡がないとき。	債務者あて督促状送達による督促	第16号様式の1	医事課
第3回	第2回の督促後7日を経過してもなお納付されないとき又は債務者から連絡がないとき。	連帯保証人あて督促状送達による督促	第16号様式の2	医事課

(2) 督促は、督促状発付伺（第17号様式）に関係書類を添付し、分任出納役の決裁を受けるものとする。

(3) 分任出納役は、必要があると認めたときは、随時、督促等を行うものとする。

別紙第1号様式の1 (第3条関係)

年度収入				部局名			
債権発生等通知書・収入金調査書							
出納役		部局決裁		財務課		経理課	
年 月 日							
通知番号	第 号			請求書番号	第 号		納入日
通知義務者				請求書発行及び債権管理簿登記	月 日		月 日
発生 債権変更通知 消滅	年 月 日	年 月 日		納付期限	月 日		弁済の充当の 順 序
債権確認及び 債権管理簿登記	年 月 日	年 月 日		納付場所		延滞金に関する事項	まず延滞金に充当し次いで元本に充当するものとする
債権の種類		債権金額	円	調査決定金額			円
予算科目	摘 要			数量	単価	金額	備考
						円	
債務者の住所及び 氏名又は名称							

第1号様式の2 (第3条関係)

病院等療養費債権 発生 変更 通知書・調査確認書(入院)

債権発生通知書 年 月 日 通知義務者 高知大学医学部・病院事務部医事課長 ㊟				会計課		調査確認書 年 月 日 分任出納役 高知大学医学部・病院事務部長 ㊟			
						債権管理簿登記 年 月 日			
発生年度	診療期間	診療科	患者名	債務者名 連帯保証人名	住所(債務者) 住所(連帯保証人)	請求書 番号	債権金額	履行期限	備考
	自 年 月 日 至 年 月 日		IDNo.				円	年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日		IDNo.					年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日		IDNo.					年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日		IDNo.					年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日		IDNo.					年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日		IDNo.					年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日		IDNo.					年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日		IDNo.					年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日		IDNo.					年 月 日	
	合計 (小計)		件						

(備考)

この様式は、入院患者に係る病院等療養費債権のうち、私費分について使用する。



第1号様式の4 (第3条関係)

病院等療養費債権発生通知書・調査確認書(保険)

債権発生通知書 年 月 日 通知義務者 高知大学医学部・病院事務部医事課長 ㊟		会 計 課		調 査 確 認 書 年 月 日 分任出納役 高知大学医学部・病院事務部長 ㊟			
				債権管理簿登記	年 月 日		
発生年度	発生期間	債務者コード 債務者名	住 所(所在地)	請求書 番 号	債権金額	履 行 期 限	備 考
	月				円	年 月 日	
	月					年 月 日	
	月					年 月 日	
	月					年 月 日	
	月					年 月 日	
	月					年 月 日	
	月					年 月 日	
	月					年 月 日	
	月					年 月 日	
	合計 (小計)	件					

(備考)

この様式は、病院等療養費債権のうち、各種保険分について使用する。





別紙第4号様式（第3条関係）

宿舍貸付料債権発生等通知内訳書

第 号

発生 変更年月日 消滅	債 務 者		期 間	部局	面積	単価	債権金額	月額	変 更 消滅額	変更後 の金額	備 考
	氏 名	住 所									
			自								
			至								
			自								
			至								
			自								
			至								
			自								
			至								
			自								
			至								
備 考											

別紙第5号様式 (第5条関係)

年度		期分		授業料の納付について (通知)	
上記授業料の納付期限等は、下記のとおりとなっていますので、在学者は各々納付のための手続をしてください。					
なお、正規学生における授業料口座振替日は 月 日となっていますので、留意願います。					
1	納付金額				
	大学院生	期	分		円
	学部学生	期	分		円
	研究生	月	額		円
	特別研究学生	月	額		円
	科目等履修生	1	単位		円
	特別聴講学生	1	単位		円
2	納付期限				
		年	月	日	
		年	月	日	
					国立大学法人高知大学出納役

別紙第6号様式 (第5条関係)

年		月分		寄宿料の納付について (通知)	
上記寄宿料の納付期限等は下記のとおりとなっていますので納付されるよう通知します。					
1	納付金額				
	南 溟 寮	1ヶ月	円	ときわ寮	1ヶ月 円
	かつら寮	1ヶ月	円	留学生寄宿舎	1ヶ月 円
	日 章 寮	1ヶ月	円	国際交流会館	1ヶ月 円
2	納付者	年	月	日	現在在寮者等
3	納付期限	年	月	日	
4	納付場所	日章寮、留学生寄宿舎及び国際交流会館の在寮者等は物部地区 (物部総務課)、国際交流会館 (岡豊) の在寮者は医学部 (会計課)、その他の寄宿舎在寮者は経理課			
		年	月	日	
					国立大学法人高知大学出納役

別紙第7号様式（第7条関係）

年 月 日
国立大学法人高知大学出納役
授業料の督促について
年度 期分授業料の納付期限が過ぎましたので未納者は 次のとおり納付の手続をしてください。
<ul style="list-style-type: none"><li>● 口座振替手続者 必ず、次回口座振替日の前日までに入金しておいてください。 <u>次回振替日 月 日( )</u></li><li>● 上記以外の者 本学指定の振込用紙（送付済）にて至急振込手続をしてください。</li></ul>

別紙第8号様式（第7条関係）

授業料の督促について
期分授業料が未納となっている者は、次のとおり納付の手続をしてください。
<ul style="list-style-type: none"><li>● 口座振替手続者 必ず、次回口座振替日の前日までに入金しておいてください。 <u>次回振替日 月 日( )</u></li><li>● 上記以外の者 本学指定の振込用紙（送付済）にて至急振込手続をしてください。</li></ul>
《納付金額》 大学院生及び学部学生 年度入学 円 年度入学 円
この督促後1ヶ月を経過しても納付しない場合は、学資負担者に督促状を発送します。 その後もなお納付しない場合は、学則により除籍されますので念のため申し添えます。
年 月 日
国立大学法人高知大学出納役

〒

様

国立大学法人 高知大学 〒780-8520 高知市曙町2丁目5-1 TEL 088-844-8125
--

学籍番号：

督 促 状

あなたが学資負担者となっている本学学生 の授業料が未納となっているため学内掲示にて督促を行いました、いまだに納付されておりません。

つきましては、至急次のとおり納付の手続きをしてください。

納付されないときは、高知大学学則により、本人が除籍されますので念のため申し添えます。

- 口座振替手続者  
必ず、次回口座振替日（下記に記載）の前日までに入金しておいてください。
- 上記以外の者  
本学指定の振込用紙（送付済）にて至急振込手続きをしてください。  
なお、振込用紙を紛失等されている場合は、経理課（TEL088-844-8125）までご連絡願います。

記

内		訳	
年度	分	授業料	円
合	計		円

<指定口座情報>

銀行名	：	支店名	：
口座種別	：		
口座番号	：		
口座名義	：		

次回振替日 年 月 日

年 月 日

〒

様

国立大学法人 高知大学
〒780-8520 高知市曙町 2 丁目 5 - 1 TEL 088-844-8125

学籍番号：

督 促 状

あなたが学資負担者となっている本学学生 の授業料がいまだに納付されておきませんので、至急次のとおり納付してください。

直ちに納付されないときは、高知大学学則により本人が除籍されますので念のため申し添えます。

- 口座振替手続者  
必ず、次回口座振替日【最終】(下記に記載)の前日までに入金しておいてください。
- 上記以外の者  
本学指定の振込用紙(送付済)にて至急振込手続をしてください。  
なお、振込用紙を紛失等されている場合は、経理課(TEL088-844-8125)までご連絡いただくか、下記の納付場所へ至急納付してください。  
医学部・農学部及び農林海洋科学部以外の学生：財務部経理課(朝倉キャンパス)  
医学部学生：医学部・病院事務部会計課(岡豊キャンパス)  
農学部及び農林海洋科学部学生：総務部物部総務課(物部キャンパス)

記

内 訳	
年度 分 授業料	円
合 計	円

<指定口座情報>

銀行名 :	支店名 :
口座種別 :	
口座番号 :	
口座名義 :	

次回振替日 年 月 日

別紙第11号様式(第7条関係)

年 月 日

国立大学法人高知大学出納役

寄宿料の督促について

年度 月分寄宿料の未納者は至急納付してください。

別紙第12号様式(第7条関係)

年 月 日

国立大学法人高知大学出納役

寄宿料の督促について

年度 月分の寄宿料を滞納している者は至急納付

してください。

月 日までに納付しない場合は、本人に督促状を発送します。

本人が納付しない場合は、学資負担者に督促状を発送します。

その後もなお納付しない場合は、学則により除籍されますので念のため申し添えます。

別紙第 13 号様式 (第 7 条関係)

第 号	
督 促 状	
年度	寄 宿 料
金	円
納 付 目 的	月 分 寄 宿 料
<p>さきに貴殿に対して納入の通知をした上記金額は納付期日までに完納されていないので督促しましたが、いまだに納付されていませんので至急納付してください。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人高知大学出納役</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
納 付 先	

別紙第 14 号様式 (第 7 条関係)

第 号	
督 促 状	
年度	寄 宿 料
金	円
納 付 目 的	月 分 寄 宿 料
<p>さきに に対して納入の通知をした上記金額は納付期日 ( 年 月 日) までに完納されていないので本人に対し督促しましたが、いまだに納付されておりませんので学資負担者たる貴殿が至急納付してください。</p> <p>なお、直ちに納付されないときは、高知大学学則第16条第1項第3号により本人が除籍されますから念のため申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人高知大学出納役</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
納 付 先	

別紙第 15 号様式(第 7 条関係)

年 月 日

様

国立大学法人高知大学分任出納役

診療料金お支払いのお願い

あなたが 年 月 日に高知大学医学部附属病院で受診されました際の診療料金について支払期限を過ぎましたが、いまだ入金されていません。

つきましては、再度「請求書(払込用紙)」を同封いたしますので、最寄りのコンビニエンスストア、又は当院の 4 番窓口(会計)に持参の上、至急お支払いいただきますようお願いいたします。

なお、本書と行違いに入金されておりましたら何卒ご容赦ください。”

記

診療料金 \_\_\_\_\_ 円

(本件担当)

高知県南国市岡豊町小蓮 185 番地 1

高知大学医学部附属病院医事課収納・債権係 ( )

電話 - -

〒 - 様

国立大学法人高知大学分任出納役

診療費の督促について

あなたが高知大学医学部附属病院で受診されました際の下記の診療費について支払期限を過ぎましたが、いまだ入金されていません。

つきましては、本書面到着後 7 日以内に下記指定口座にお振込みください。(本院 4 番支払い窓口でのお支払いも可能です。)

期限までに入金が確認出来ない場合は、やむを得ず連帯保証人への督促、債権回収を弁護士に委託又は法的手段をとらせていただくこととなりますのでご了承ください。

ご不明な点がありましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。

記

1 【ご請求内容】

受診日 年 月 日～ 年 月 日

患者氏名 様

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 【お振込み先】

銀行名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義
高知銀行	大津支店	普通	0268195	国立大学法人高知大学学長
四国銀行	朝倉支店	普通	0342543	国立大学法人高知大学学長

※ 振込人名は、患者氏名の前に診察券番号 (ID) をつけてください。

3 【問い合わせ先】

〒783-8505

高知県南国市岡豊町小蓮 185 番地 1

高知大学医学部附属病院医事課収納・債権係

TEL : - -

〒 - 様

国立大学法人高知大学分任出納役

診療費の督促について

あなたが連帯保証人となっている高知大学医学部附属病院での下記の診療費について支払期限を過ぎましたが、いまだ入金されていません。

つきましては、本書面到着後 7 日以内に下記指定口座にお振込みください。(本院 4 番支払い窓口でのお支払いも可能です。)

期限までに入金が確認出来ない場合は、やむを得ず債権回収を弁護士に委託又は法的手段をとらせていただくこととなりますのでご了承ください。

ご不明な点がありましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。

記

1 【ご請求内容】

受診日 年 月 日～ 年 月 日

患者氏名 様

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 【お振込み先】

銀行名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義
高知銀行	大津支店	普通	0268195	国立大学法人高知大学学長
四国銀行	朝倉支店	普通	0342543	国立大学法人高知大学学長

※ 振込人名は、患者氏名の前に診察券番号 (ID) をつけてください。

3 【問い合わせ先】

〒783-8505

高知県南国市岡豊町小蓮 185 番地 1

高知大学医学部附属病院医事課収納・債権係

TEL : - -

